

現行法における各用語の使用例

【刑務】

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）

（刑務官）

第 13 条 刑務官は、法務省令で定めるところにより、法務大臣が刑事施設の職員のうちから指定する。

2 刑務官の階級は、法務省令でこれを定める。

3 刑務官には、被収容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被収容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）

（検察官による申立て）

第 33 条 （略）

2 前項本文の規定にかかわらず、検察官は、当該対象者が刑若しくは保護処分の執行のため刑務所、少年刑務所、拘留所若しくは少年院に収容されており引き続き収容されることとなるとき、又は新たに収容されるときは、同項の申立てをすることができない。当該対象者が外国人であって出国したときも、同様とする。

3 （略）

【収容】

- 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）

第 98 条 保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮により、勾留状の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを刑事施設に収容しなければならない。

② 前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、

急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを刑事施設に収容することができる。ただし、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

③ 第71条の規定は、前2項の規定による収容についてこれを準用する。

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 被収容者 刑事施設に収容されている者をいう。

二～十二 （略）

（収容開始時の告知）

第33条 刑事施設の長は、被収容者に対し、その刑事施設における収容の開始に際し、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならない。その刑事施設に収容されている被収容者がその地位を異にするに至ったときも、同様とする。

一～十一 （略）

2 （略）

【自由】

○ 日本国憲法（昭和21年憲法）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

○ 刑法（明治40年法律第45号）

（緊急避難）

第37条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 (略)

(脅迫)

第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第318条 証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

【剝奪】

○ 刑法施行法（明治41年法律第29号）

第5条 刑法第6条ニ依リ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剝奪公権、停止公権、監視又ハ罰金ヲ附加ス可キトキト雖モ之ヲ附加セス

第34条 前条ニ記載シタル者及ヒ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公権ヲ剝奪セラレタルモノト看做ス

② (略)

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）

(目的)

第1条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剝奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、(略)、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穩を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

【拘禁】

○ 日本国憲法（昭和21年憲法）

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第38条 （略）

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 （略）

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

○ 刑法（明治40年法律第45号）

（刑期の計算）

第23条 （略）

2 拘禁されていない日数は、裁判が確定した後であっても、刑期に算入しない。

（逃走）

第97条 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときは、1年以下の懲役に処する。

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第91条 勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第88条に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならない。

② （略）

第484条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受けた者が拘禁されていないときは、検察官は、執行のためこれと呼び出さなければならない。呼出しに応じないときは、収容状を発しなければならない。

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第5

0号)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七 (略)

八 未決拘禁者 被逮捕者、被^こ勾留者その他未決の者として拘禁されている者をいう。

九～十二 (略)

【拘禁刑】

○ 逃亡犯罪人引渡法（昭和28年法律第68号）

(引渡に関する制限)

第2条 左の各号の一に該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡してはならない。但し、第3号、第4号、第8号又は第9号に該当する場合において、引渡条約に別段の定があるときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 引渡犯罪が請求国の法令により死刑又は無期若しくは長期3年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。

四～九 (略)

○ 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号）

(引渡犯罪人の引渡しに関する措置)

第31条 (略)

2 前項において準用する逃亡犯罪人引渡法第16条第1項の引渡状及び同条第3項の受領許可状には、引渡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、引渡しの場所、引渡しの期限及び発付の年月日並びに国際刑事裁判所の言い渡した拘禁刑の執行中に逃亡した引渡犯罪人の引渡しにあつては国際刑事裁判所が引渡先として指定する外国の名称を記載し、法務大臣が記名押印しなければならない。

【拘置】

○ 刑法（明治40年法律第45号）

(死刑)

第11条 (略)

2 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。
(拘留)

第16条 拘留は、1日以上30日未満とし、刑事施設に拘置する。

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 懲役受刑者 懲役の刑（国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）第16条第1項第1号の共助刑を含む。以下同じ。）の執行のため拘置されている者をいう。

六 禁錮受刑者 禁錮の刑（国際受刑者移送法第16条第1項第2号の共助刑を含む。以下同じ。）の執行のため拘置されている者をいう。

七 拘留受刑者 拘留の刑の執行のため拘置されている者をいう。

八～十二 (略)

第15条 第3条各号に掲げる者は、次に掲げる者を除き、刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができる。

一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者（これらの刑の執行以外の逮捕、勾留その他の事由により刑事訴訟法その他の法令の規定に基づいて拘禁される者としての地位を有するものを除く。）

二 死刑の言渡しを受けて拘置される者

三・四 (略)

2 (略)